

# 岐阜県公報

号外 (2) 平成二十六年四月一日

目 次  
告 示

岐阜県情報公開条例第二十五条第一項の知事が定める法人に関する告示の一部改正

岐阜県個人情報保護条例第二十九条の二第一項の知事が定める法人に関する告示の一部改正

(行政管理課)  
(同)  
二  
一

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第三百二十五号

岐阜県情報公開条例第二十五条第一項の知事が定める法人に関する告示(平成十三年岐阜県告示第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月一日

告 示

「公益財団法人岐阜県研究開発財団  
公益財団法人岐阜県教育文化財団  
社会福祉法人岐阜県福祉事業団  
一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター  
公益財団法人岐阜県産業経済振興センター  
一般財団法人飛騨地域地場産業振興センター  
公益財団法人ソフトピアジャパン  
公益財団法人岐阜県国際交流センター  
一般社団法人岐阜県農畜産公社  
一般財団法人岐阜県魚苗センター  
一般社団法人岐阜県畜産協会  
公益社団法人岐阜県森林公社  
一般財団法人木曾三川水源造成公社  
公益財団法人岐阜県建設研究センター  
岐阜県土地開発公社  
公益財団法人岐阜県浄水事業公社  
一般財団法人岐阜県農畜産公社  
一般財団法人岐阜県畜産協会  
一般財団法人岐阜県森林公社  
一般財団法人木曾三川水源造成公社  
公益財団法人岐阜県建設研究セン

「公益財団法人岐阜県研究開発財団」

「公益財団法人岐阜県体育協会」

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十六年四月一日

岐阜県告示第三百二十六号

岐阜県個人情報保護条例第二十九条の二第一項の知事が定める法人に関する告示（平成十四年岐阜県告示第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

## 岐 阜 県 公 報 タ

岐阜県住宅供給公社  
財団法人岐阜県美術振興会  
公益財団法人岐阜県体育協会  
タ

岐阜県土地開発公社  
公益財団法人岐阜県浄水事業公社  
岐阜県住宅供給公社

岐阜県教育文化財団  
社会福祉法人岐阜県福祉事業団  
一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター  
公益財団法人岐阜県産業経済振興センター  
一般財団法人飛騨地域地場産業振興センター  
公益財団法人ソフトピアジャパン  
公益財団法人岐阜県国際交流センター  
一般社団法人岐阜県農畜産公社  
一般財団法人岐阜県魚苗センター  
一般社団法人岐阜県畜産協会  
公益社団法人岐阜県森林公社  
公益社団法人木曾三川水源造成公社  
公益財団法人岐阜県建設研究センター  
岐阜県土地開発公社  
公益財団法人岐阜県浄水事業公社  
岐阜県住宅供給公社  
財団法人岐阜県美術振興会  
公益財団法人岐阜県体育協会

「改める。」

興センター  
セントラ  
センタ

「改める。」

岐阜県  
セントラ  
センタ

「改める。」

岐 阜 県 公 報 タ

「改める。」

セントラ  
センタ  
セントラ

岐阜県国際交流センター  
公益財団法人岐阜県美術振興会  
岐阜県研究開発財団  
岐阜県産業振興センター  
岐阜県公衆衛生検査センター  
岐阜県農畜産公社  
岐阜県魚苗センター  
岐阜県畜産協会  
岐阜県森林公社  
木曾三川水源造成公社  
岐阜県建設研究センター  
岐阜県土地開発公社  
岐阜県魚苗センター  
岐阜県畜産協会  
岐阜県森林公社  
岐阜県建設研究センター  
岐阜県土地開発公社  
岐阜県浄水事業公社  
岐阜県住宅供給公社

岐阜県国際交流センター  
公益財団法人岐阜県美術振興会  
岐阜県研究開発財団  
岐阜県産業振興センター  
岐阜県公衆衛生検査センター  
岐阜県農畜産公社  
岐阜県魚苗センター  
岐阜県畜産協会  
岐阜県森林公社  
木曾三川水源造成公社  
岐阜県建設研究センター  
岐阜県土地開発公社  
岐阜県魚苗センター  
岐阜県畜産協会  
岐阜県森林公社  
岐阜県建設研究センター  
岐阜県土地開発公社  
岐阜県浄水事業公社  
岐阜県住宅供給公社

タ  
社

「

## 訓 令 甲

岐阜県訓令甲第一回

府 中 一  
各 現 地 機 関

岐阜県事務合理化対策委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務合理化対策委員会規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務合理化対策委員会規程(昭和三十二年岐阜県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

別表中 「総合企画部総合政策課長」を 清流の国推進部清流の国づくり政策課長に  
「総合企画部情報企画課長」を 危機管理部危機管理政策課長に  
「危機管理部危機管理政策課長」に

改める。

「」の訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則

平成二十六年四月一日発行

発 行 所 者

岐 阜 県  
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三  
一 岐阜文芸社